

企画総務委員会(第一委員会室)

平成31年1月9日(水) 開会 午前 10時 ~ 散会 時 分

- 1 署名委員 いその 委員 須藤 委員
- 2 欠席委員 委員
- 3 議題 行財政運営、人権政策、契約、生活安全及び防災等について

(報告事項)

- (1) 目黒区情報化推進計画で取り上げている各施策の平成29年度における取組状況について 情報課長 (資料あり)
- (2) 契約報告(5件)について 契約課長 (資料あり)
- (3) 「災害時における学校施設の使用に関する協定」の締結について 防災課長 (資料あり)
- (4) 目黒区議会議員選挙執行計画(概要)について 選挙管理委員会事務局長 (資料あり)

(情報提供)

- (1) 城南地区河川流域浸水予想区域図の改定について 防災課長 (資料あり)

(その他)

- (1) 次回の委員会開催について 月 日() 時 分から

-
- 4 出席委員 委員長 佐藤 昇 副委員長 武藤 まさひろ
委員 竹村 ゆうい 松嶋 祐一郎 松田 哲也
河野 陽子 須藤 甚一郎 橋本 欣一
いその 弘三

議長 おのせ 康裕

- 5 出席説明員 青木区長、鈴木副区長

※荒牧企画経営部長、中野参事(政策企画課長)、橋本長期計画コミュニティ課長
田中経営改革推進課長、勝島秘書課長、斎藤財政課長、酒井広報課長
細野区民の声課長、堀内情報課長

※森区有施設プロジェクト部長、松本区有施設プロジェクト課長

※関根総務部長、大野総務課長、香川人権政策課長、塚本人事課長、石松契約課長
照井施設課長

※谷合危機管理室長、奥村生活安全課長、高橋防災課長

※足立会計管理者(会計課長)

※板垣選挙管理委員会事務局長(事務局次長)

※本橋監査事務局長(事務局次長)

- 6 区議会事務局 高橋局長、山口次長、三枝議事・調査係長

目黒区情報化推進計画で取り上げている各施策の平成29年度における取組
状況について

1 概要

平成28年3月策定の目黒区情報化推進計画（平成28年度～平成32年度）に掲げ
ている各施策については、毎年度取組状況を確認し、公表することとしている。
このたび、平成29年度における各施策について、その取組状況を関係課に調査し、
公表内容をとりまとめた。

2 具体的な取組状況

別紙のとおり

3 公表の方法

区ホームページ、区政情報コーナー等

以 上

目黒区情報化推進計画で取り上げている 各施策の平成29年度における取組状況 について



平成31年1月
目黒区

計画で取り上げている各施策についての平成29年度における主な取組内容は、次のとおりです。引き続き、施策を進めていきます。

基本理念1

ICTを活用した区民サービスの向上

ICT¹を利用した行政情報の提供を引き続き実施します。平成27年10月から導入されたマイナンバーの独自利用を検討し、可能なものから導入し、更なる区民サービス向上に努めます。

さらに、区民のICT利用を促進するために、ICTに関する生涯学習環境を整備し、区民のICTリテラシー²向上を促します。

目黒区内には14か国の大蔵館があり、7,775人（平成28年1月1日現在）の外国籍のかたが住んでおり、母国語も様々です。多言語による情報提供についても、これまで以上に取組んでいきます。

そのほか、区民の安全・安心の確保を推進するために、ICTを活用した対応策を継続、拡充します。

重点目標1－1

区民の生活がもっと豊かになる行政サービス

マイナンバー制度の展開による区民サービスの向上、情報入手手段の多様化、情報バリアフリー拡充などに取組みます。

また、ICTの知識を習得したいかたや自由に利用できるICT機器がないかた等へのデジタルデバイド³対策を引き続き行います。

取組方針1－1（1）

生活関連情報の提供

区民のニーズに応じた行政情報を提供します。また、情報提供に際して、区民が望むタイミングで提供できる環境を整備します。

施策1 多言語による情報提供

施策の内容	主な取組
目黒区公式ホームページでは3か国語の自動翻訳に対応していますが、さらに多くの言語のかたが利用できるよう対応言語を増やし、利便性を向上させます。	○平成28年度から対応言語を17言語に拡張し、継続して運用しました。

1 ICT Information and Communication Technology。情報通信技術のこと。従来から使われていたIT（Information Technology）に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉。（総務省「安心してインターネットを使うために 国民のための情報セキュリティサイト」用語辞典より）

2 リテラシー その分野における知識、教養、能力。（平成25年版 情報通信白書より）

3 デジタルデバイド インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。（平成23年版 情報通信白書より）

<p>4 75歳以上の方へ情報提供 4 75歳以上の方へ情報提供 5 SNS Social Networking Service の普及。情報共有サービスとして多くのWebサイトが登場 6 未だSNSを利用していない方が多い。 7 デジタルアクセシブル情報システム(Digital Accessible Information System)の普及。視覚障害者等の情報の読み取りや操作のための機能が付いた情報端末やデバイスの導入 8 70歳以上の高齢者層(70歳以上)が最も利用する情報端末はスマートフォンで、特に女性層で多く利用している。 9 70歳以上の高齢者層(70歳以上)が最も利用する情報端末はスマートフォンで、特に女性層で多く利用している。</p>
--

施策の内容	主な取組
<p>印刷物化による情報収集力回復努力の一環として、YAMATO等の運送会社が力を貸す方針である。 ○平成29年10月施行の「障害者福祉法の実現をめざす方針」 ○平成30年から障害者用車両の導入、電子CD版本、窓口にて配布の実現。 ○平成30年から障害者用車両の導入、電子CD版本、窓口にて配布の実現。</p>	<p>ICTを活用して障害特性を踏まえた 向けて区報などの政策資料の音声化を図る方針の実現。 また点字版及び電子化の一環を実現する方針の実現。</p>
<p>高齢者の社会参加の一環として情報提供 事業の創設により、全国の各地で地域包括型の介護支援センターが開設され、日常生活支援の拠点としての役割が強化される。 一方で、地域包括型の介護支援センターにて情報提供の取組が進み、またICカードによる個人情報の取扱いが実現される。 また、地域社会との連携による情報提供も進められており、国や民間事業者が主導する情報提供が実現されている。 一方で、個人情報の取扱いに関する法的規制が厳しくなっている。</p>	<p>ICTを用いた情報提供の実現。 また、個人情報を保護する方針の実現。</p>

施策5 情報化の一環

施策の内容	主な取組
<p>高齢者の社会参加の一環として情報提供 事業の創設により、全国の各地で地域包括型の介護支援センターが開設され、日常生活支援の拠点としての役割が強化される。 一方で、地域包括型の介護支援センターにて情報提供の取組が進み、またICカードによる個人情報の取扱いが実現される。 また、地域社会との連携による情報提供も進められており、国や民間事業者が主導する情報提供が実現されている。 一方で、個人情報の取扱いに関する法的規制が厳しくなっている。</p>	<p>ICTを用いた情報提供の実現。 また、個人情報を保護する方針の実現。</p>

施策4 高齢者向け情報提供の一環としての情報機動

施策の内容	主な取組
<p>目黒区の大人の学び舎、平成19年7月の配信開始より、SNS(以下)による配信開始からこれまでの配信情報(男女別)、配信開始からこれまでの配信情報(男女別)、配信開始からこれまでの配信情報(男女別)。</p>	<p>年々SNSの利用者が増加する中で、SNSを通じて情報提供を行う方針。 また、区の行事を中心とした区報の情報提供を行う方針。</p>

施策3 大人の方へ・SNSの充実

施策の内容	主な取組
<p>目黒区公式ホームページを作成する情報 ○平成28年6月より、目黒区公式ホームページ は、より多くの市民の方に情報収集の手段として利用される方針。 また、区報電子版の配信多言語版(英語、中国語、ハングル、日本語)の配信 を開始し、スマートフォンやタブレット等の利便性の向上による情報提供の充実を図る方針。</p>	<p>ICTの動向を踏まえた確認が必要、区民が必要とする情報提供方法を提供する方針の充実。 また、情報機器能を拡充しておきたい。今後、情報機器の充実化、個人情報を保護する方針の充実。 また、情報機器の充実化、個人情報を保護する方針の充実。</p>

施策2 目黒区公式ホームページの充実

取組方針1－1（2）**マイナンバー制度を積極的に利用した区民サービスの提供**

マイナンバー制度の導入により、給付の申請等では平成29年7月から添付書類が省略できるようになるなど、行政手続の際の区民負担の軽減が見込まれますが、今後さらに、マイナンバーの区独自利用事務の検討を進めます。

施策6 情報連携サービスの活用・推進

施策の内容	主な取組
<p>マイナンバー制度の導入に伴い、区民サービスの向上、充実や業務の簡素化、効率化、行政手続の負担の軽減に努めます。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マイナポータル⁸（情報提供等記録開示システム）の活用による、一人一人に合ったサービスのご案内などを「プッシュ型サービス」として情報提供します。 ○法令等に基づくデータ連携により、手続の際の添付書類の省略等、区民の利便性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーによる情報連携が開始となり、各種届出・申請に必要だった添付書類は、一部省略できるようになりました。 ○区政情報コーナー及び広報課に区民向けマイナポータル専用端末を設置しました。

**取組方針1－1（3）****コンビニ交付サービスの拡充**

平成28年2月以降、住民票の写しや戸籍の全部事項証明書等の発行がコンビニエンスストアで可能となりましたが、今後は、交付証明書の拡充を検討します。

施策7 コンビニ交付サービスの実施

施策の内容	主な取組
<p>個人番号カードの活用により、住民票の写し等がコンビニエンスストアで取得できるようにする等、区民の利便性向上を図るサービスの提供に努めています。さらに、区民サービス向上の観点から、特別区民税・都民税証明書のコンビニエンスストアでの交付等について検討を進めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバー制度における他の自治体との間の情報連携開始により、各種行政手続に必要な税証明の添付が必要な場面が少なくなることが想定されることから、情報連携の普及を見つめ、検討することとしました。

⁸ マイナポータル マイナポータル（情報提供等記録開示システム）とは、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を、自宅のパソコン等から確認できるものとして整備するもの。（総務省「マイナンバー制度について」ホームページより）

施策12 e ラーニングを活用した不登校児童・生徒在宅学習支援

施策の内容	主な取組
e ラーニング ¹³ を活用した不登校児童・生徒向け学習支援を実施しており、その件数は年々増加しています。今後は、さらにタブレットやスマートフォン等のICT機器に対応した情報システムを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続きe ラーニングを活用した不登校児童・生徒向け学習支援を実施しました。 ○e ラーニングシステムによる学習支援モデル事業を第九中学校において実施しました。 ○e ラーニングの教材について、対象学年を拡大するとともに、対象科目を拡充しました。 ○タブレットやスマートフォンのシステム構築については、引き続き慎重に調査・研究していくこととしました。

施策13 情報教育に関する社会教育講座の実施

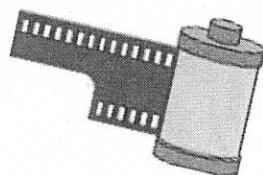
施策の内容	主な取組
インターネットの活用法や危険性などについての講座を実施することで、メディアリテラシー ¹⁴ 教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートフォンの活用方法に関する社会教育講座を実施しました。

施策14 図書館ホームページのモバイル機器対応

施策の内容	主な取組
平成30年1月に予定している図書館情報システムの更新時に、システムをスマートフォンやタブレット等に対応するよう再構築し、区民の利便性を向上させ、図書館の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館情報システム更新に当たり、スマートフォンやタブレット端末に対応できるシステムに再構築しました。

施策15 所蔵写真、地域資料等のデジタルアーカイブ化

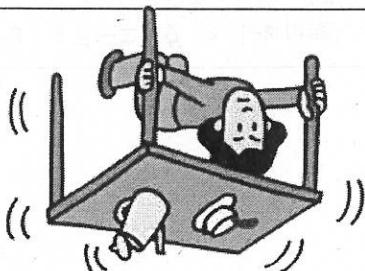
施策の内容	主な取組
区が保有する写真や資料には、歴史的価値のある物が数多くあります。これらをデジタル化し、目黒区公式ホームページや目黒区立図書館ホームページで公開し、写真や資料を有効に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ○広報課が所有するフィルムのデジタル化を行いました。 ○歴史資料館で所蔵するデータの整理を行っています。 ○図書館情報システム更新に当たり、既存コンテンツである目黒資料（古地図）を再構成し、ホームページで利用しやすくしました。



13 e ラーニング (e - Learning) コンピュータやインターネット等のIT技術を活用して行う学習のこと。コンピュータやネットワークさえあれば時間や場所を選ばずに学習でき、個々の学習者の能力に合わせて学習内容や進行状況を設定できる等の利点がある。(文部科学省「学術分科会」用語解説より)

14 メディアリテラシー 次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし、活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。（総務省「放送分野におけるメディアリテラシー」ホームページより）

資源利用の情報取扱い規則は現在T11方式で実施されている。平成28年度版「情報通信白書」で
資源(第一段)として、第三者(利用者)に対する公開範囲が規定された。なお、利用者が資源(第二段)
16.5年版「BCP Business Continuity Plan」では、資源の重要性を考慮して資源の中断による影響を
中止する場合に目標とする復旧時間内に事業を再開する能力を有するための対応策が定められた。
15 BCP Business Continuity Plan の図。何より障害が発生した場合は必ず資源の中止による影響が
(平成25年版「情報通信白書」)



施策の内容	主な取組
○通信環境の品質化に加え、第一段の 目標とする復旧時間内に資源の中止による 影響が許容されるように、資源の確保と連携を取 ること、並びに、災害対策本部にて各種資源所 管の品質化に加え、通信設備の運用を確 保すること、災害対策本部にて各種資源所 管の品質化に加え、災害時に資源の中止によ る影響が許容されるように、資源の確保と連 携を取ること、並びに、災害対策本部にて各種 資源所管の品質化に加え、災害時に資源の中 止による影響が許容されるように、資源の保 持と連携を取ること。	○通信環境の品質化に加え、第一段の 目標とする復旧時間内に資源の中止による 影響が許容されるように、資源の確保と連携を取 ること、並びに、災害対策本部にて各種資源所 管の品質化に加え、通信設備の運用を確 保すること、災害対策本部にて各種資源所 管の品質化に加え、災害時に資源の中止によ る影響が許容されるように、資源の確保と連 携を取ること、並びに、災害対策本部にて各種 資源所管の品質化に加え、災害時に資源の中 止による影響が許容されるように、資源の保 持と連携を取ること。

施策 17 災害時の情報共有基盤整備

施策の内容	主な取組
○計画策定期間、現状調査をもとに 目標区の業務継続計画を立て、また 「地図簿」を「新規ナレッジエクス체스」 などの手法、災害時における業務 の実現度合い向上計画、また 情報機器(CT-BGP)を策定する。 また、早期復旧を目的とした 資源の確保を実現するため、災害時に 資源の確保と連携を取ること。	○計画策定期間、現状調査をもとに 目標区の業務継続計画を立て、また 「地図簿」を「新規ナレッジエクス체스」 などの手法、災害時における業務 の実現度合い向上計画、また 情報機器(CT-BGP)を策定する。 また、早期復旧を目的とした 資源の確保を実現するため、災害時に 資源の確保と連携を取ること。

施策 16 業務継続計画 (ICT-BCP) の策定

災害の発生時に、投入できる人員や施設及び資機材等の資源を制約を受けることなく、
計画策定期間、現状調査をもとに目標区の業務継続計画を立て、また「地図簿」を「新規ナレッジエクス체스」
などの手法、災害時における業務の実現度合い向上計画、また情報機器(CT-BGP)を策定する。
また、早期復旧を目的とした資源の確保を実現するため、災害時に資源の確保と連携を取ること。
前記策定期間、限られた資源を効率的に投入するため、業務の継続化を早期復
元法、中断する場合復旧を必要とする業務を「非常時優先業務」とする事
件により、資源の確保と連携を取ること。

災害時の業務継続

取組方針 1-2 (1)

全・安心の暮らしのICT環境整備を強化すること。
体制として、計画策定期間、災害時の業務継続計画を策定する。正確な迅速な情報提供による努力、民間の安
防犯のための情報提供や、災害時の業務の目標化の「誰でも情報が入手できる」という

区民の安全・安心の暮らしのICT利用

重点目標 1-2

施策 16 業務継続計画 (ICT-BCP) の策定 ~

施策18 被災者生活再建支援システムの導入

施策の内容	主な取組
災害時に、被災者を救護、支援し、迅速かつ的確な復旧、復興作業を行っていくため、被災者台帳の作成、り災証明書の発行など被災者を支援するための情報システムを構築します。	○災害発生時において、家屋の被害認定調査、り災証明書の発行、被災者台帳の作成等の生活再建支援事務を、迅速、正確かつ公平に実施し、被災者の生活を早期に再建するため、東京都内の自治体が共同で利用する被災者生活再建支援システムの導入に向けて、整備を進めました。

取組方針1-2(2)

災害発生時の情報提供

ホームページやメールマガジン、SNS、デジタルサイネージ¹⁷等様々な手段を利用し、誰にでも情報を届けられるよう体制を強化します。

施策19 防災行政無線放送のデジタルサイネージ

施策の内容	主な取組
防災行政無線をアナログ波からデジタル波へ移行し、音声放送での緊急情報が文字情報（電光掲示板）でも伝達できるようにします。音声情報による情報収集等が困難なかたに情報伝達が行き届く利点があり、無線放送を聞きのがしたときの内容確認ができるようになります。また、平常時には、気象情報などのお知らせを文字情報として表示します。	○現状では、設置場所や提供可能な情報量などについて課題があることから、引き続き、機器開発などの動向について情報収集に努めました。

施策20 緊急時通報用ファックス・メール等の周知及び活用

施策の内容	主な取組
警察や消防署等が運用しているICTを活用した緊急時の連絡手段（ファックス、携帯電話、スマートフォン）を、音声情報による情報収集等が困難なかたへ周知し、利用の普及を図ります。	○案内文、通報カードの窓口配布による普及活動を継続して実施しました。

施策21 防災気象情報の提供

施策の内容	主な取組
目黒区公式ホームページ上で行っている防災気象情報の掲載を継続します。追加や修正等を行い、常に最新の情報を提供します。 また、希望者にむけた防災気象情報メール自動配信についても継続します。	○ホームページ上の防災気象情報掲載・希望者に向けた防災気象情報メール自動配信を継続して実施しました。

17 デジタルサイネージ 日本語では「電子看板」。屋外・店頭・交通機関などの公共空間で、ネットワークに接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。設置場所や時間帯によって変わるターゲットに向けて適切にコンテンツを配信可能であるため、次世代の広告媒体として注目を集めている。（平成28年度版 情報通信白書より）

施策の内容	主な取組
東山中学校の設置を計画する大気測定 局E13、PM2.5（微小粒子状物質） 大気の大気環境を常時測定して公表。 公開ルール。	東北、日暮区公武本一川第一河川公園 二水の水質監査委員会による水質監 察による大気環境を常時測定して公表。 公開ルール。

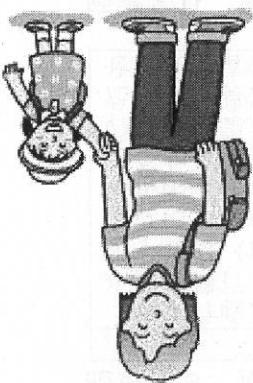
施策2 3 東山大気測定期の常時監視設備の計画公開

を行います。

大気汚染の測定値を区民に本一川等を通じて情報提供し、注意喚起

測定期間の提供

取組方針1-2(4)



施策の内容	主な取組
学校生活の通学中の子どもの安全を 守る手段の一として、保護者の携帯電話等の手段による完全化、子どもの安全に関する情報 報等のより一層の配慮の情報化を行う ことを実現。	車両の運転中の子どもの安全を 守る手段の一として、保護者の携帯電話等の手段による完全化、子どもの安全に関する情報 報等のより一層の配慮の情報化を行う ことを実現。

施策2 2 キャラクタ見守りアーリア実

子どもの安全を守るために、防犯情報等の情報を早く届ける工夫です。

子どもの安全を守るために対策

取組方針1-2(3)

施策2 2 キャラクタ見守りアーリア実～

基本理念2

ICTを活用した地域の活性化

平成32年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることとなり、今後、国内外から東京都内への来訪者が増加することや開催都市東京への関心が高まることが予想されます。これを機会にICTを活用し、目黒区の魅力を区の内外に広く発信し、地域の活性化を図ります。

重点目標2-1

いきいきとしたまち「めぐろ」の形成

地域を活性化するためには、地域産業の情報や観光・文化等の地域の魅力を区の内外へ広く発信する必要があります。区内の施設やイベントなどの情報を幅広く集約し、ICTの手法を活用して発信します。さらに、この情報が誰でも容易に入手できるICT環境整備を図り、区への関心の向上を目指します。

取組方針2-1(1)

目黒区の情報と「魅力」の発信

「めぐろ」のまちの魅力について、様々な情報手段を利用し、情報発信を行います。また、ICTを活用して東京オリンピック・パラリンピックで来訪するかたや区民の利便性を高めます。

施策24 観光まちづくりに関する情報の発信強化

施策の内容	主な取組
目黒区に興味を持ったかたが目黒区の情報を手軽に入手できるよう、めぐろ観光まちづくり協会と連携を図りながら、ホームページやSNS、スマートフォンアプリ等、情報提供環境を整備します。	○めぐろ観光まちづくり協会にて、東京都観光案内窓口としてデジタルサイネージの活用を通して観光情報の提供に引き続き取り組みました。また、平成28年度立ち上げたホームページの内容充実に取り組むとともに、平成30年度に更なる内容の拡充と多言語化を進めため、情報の収集やリニューアル案等を検討しました。

施策25 観光・防災拠点等への公衆無線LAN整備

施策の内容	主な取組
総務省は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、全国に公衆無線LAN「Wi-Fi ¹⁸ 」を3万か所整備する方針です。区においても、観光や防災拠点等における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるために、公衆無線LAN「Wi-Fi」アクセスポイント ¹⁹ を順次整備し、利用の促進を図ります。	○「目黒区における公衆無線LAN整備の基本的考え方」をまとめ、実施計画事業として、平成30年度予算に関連予算を計上しました。 

18 Wi-Fi（ワイ・ファイ） ケーブルがなくてもインターネットに接続することができる無線LANの規格の一つ。（総務省「自治体業務におけるWi-Fi利活用ガイドブック」より）

19 アクセスポイント スマートフォン等のWi-Fi対応機器を、Wi-Fiに接続するために設置する機器の総称。（総務省「Wi-Fi利用者向け簡易マニュアル」より）

- 23 CSIRT (シーアールティ) Computer Security Incident Response Team。情報によるアシスト方式による攻撃等の情報交換を行うための組織である。(平成27年3月版) (JIS)
- 22 情報セキュリティセンター (Security Information and Event Management System) 事業運営会社が、一定の情報セキュリティセンター (SIEM) としての機能を有するシステム。
- 21 CISCO (シーエスイー) Chief Information Security Officer。最高情報セキュリティ官員。企業が行う情報漏洩等における個人情報を守るために必要な責任者。
- 20 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号を利用して個人情報を法律第2条第8項「個人番号」(個人番号交付証明書)、当該個人番号に付する番号、記号その他の符号であつて、住民票上以外のもので人番号に対する、第七条第2項、第八条第67条並びに附則第三条第一項及び第二項の規定並びに第五項の規定により下同。), 以及第六条第一項の規定並びに第五項の規定により下同。

23 情報セキュリティセンター (SIEM) としての機能を有するSIEM。情報セキュリティセンター (SIEM) が、監視する範囲内のすべてのデータを収集し、監視する範囲内のすべてのデータを監視するための機能を有する。

24 攻撃者行動、新たな最高情報セキュリティ官員 (以下、「CSIRT」) の改正を行ふ。第七条第一項及び第二項、第八条第一項並びに附則第三条第一項の規定並びに第五項の規定により下同。

25 情報セキュリティセンター (SIEM) としての機能を有するSIEM。情報セキュリティセンター (SIEM) が、監視する範囲内のすべてのデータを収集し、監視する範囲内のすべてのデータを監視するための機能を有する。

26 第一回議題の一方で、不正行為に対する規制が社会に大きな影響を及ぼす。特に、平成27年10月から施行される改正法では、個人情報保護法の制定強化とともに個人情報の取扱いに関する規制が強化され、国内の行政機関や企業などがより一層の注意を払うよう求められる。

情報セキュリティ対策の強化

基本理念 3

施策の内容	主な取組
現行の「職務の実務経験」に基づく指針の充実の指針、情報基盤の実務経験を有する「充実の指針」による指針の改訂。「職務の実務経験」に基づく、「本一元化」及び「本一元化による二元化」による二元化の実現を図る。	職務の実務経験の充実の指針の改訂、「職務の実務経験」による二元化の実現を図る。

施策2-6 情報基盤職務指針の拡充 (職務の実務経験)

時代に適合するよう方針としての再構築を行います。

情報基盤の実務経験、方針としてを作成し職務の実行に役立てる方針。

取組方針2-1 (2)

重点目標3－1

情報資産を守るセキュリティ対策の強化

「情報セキュリティ基本方針」の改正をはじめとする規定の整備により、情報資産を守る情報セキュリティ体制の強化を図っています。今後も、情報セキュリティを確保するため、新しい技術の導入も検討します。

取組方針3－1（1）

情報セキュリティ対策強化のための人材育成

情報セキュリティ研修の頻度や内容の充実を図ります。

施策27 情報セキュリティ研修の拡充

施策の内容	主な取組
情報セキュリティ研修の受講対象者を職員全員とし、定期的に受講させます。また、職員の昇任時研修に情報セキュリティについての項目を設けるなど、職員が恒常に情報セキュリティ意識をもつよう、研修を強化します。	○セキュリティの維持・向上のため、セルフチェック実施の複数回化、eラーニングの活用拡充を図るとともに、集合研修については、管理職用と一般職員用に内容を分けて実施しました。



取組方針3－1（2）

情報セキュリティ対策の確認

区の情報資産を守るために、監査の体制を充実し、P D C Aサイクルを実行して、情報セキュリティ対策を適切に行います。

施策28 情報セキュリティ監査の充実

施策の内容	主な取組
内部監査及び自己点検など監査計画を策定し、番号制度関連システムを中心に監査を実施し、P D C Aサイクル ²⁴ に基づいたセキュリティ強化を図ります。 また、情報セキュリティに特化した外部監査も検討します。	○自己点検を実施するとともに、住民記録事務や税務事務、国民健康保険事務などを取り扱う基幹系システムについて脆弱性診断を行いました。 ○学校校務LANシステム、目黒中央中学校校内LANシステム、教育用コンピュータシステムについて外部監査を行いました。 ○情報セキュリティ対策基準を改定し、毎年度、監査計画を策定することとしました。

²⁴ P D C Aサイクル 計画（P l a n）を実行（D o）し、評価（C h e c k）して改善（A c t）に結び付け、その結果を次の計画に活かすプロセスのこと。（平成24年版 情報通信白書より）

取組方針3－1（3）

新しい情報機器や技術を活用したセキュリティの多様化

情報漏えいを防ぐため、物理的・技術的に情報セキュリティ対策を徹底します。

施策29 物理的・技術的な情報セキュリティ対策の向上（セキュリティプリンタの導入）

施策の内容	主な取組
情報漏えい防止を目的として、印刷機に認証カードをかざしてから印刷可能となるセキュリティプリンタの導入を検討します。また、導入により、紙の使用量の抑制を図ります。	○全庁で内部事務用に使用しているプリンタの保守終了時期に合わせ、セキュリティプリンタの導入を進めるため、平成30年度にRFI ²⁵ を実施するための準備を進めました。

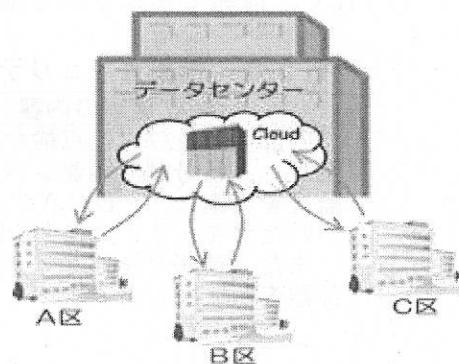
基本理念4

ICTに関わる人材育成と効率的な情報基盤の整備

区職員のICT面での人材育成では、各職場の要望に応じたICT研修の充実だけでなく、CSIRT要員向け、システム調達担当者向けなど、役割によって求められる技術・知識に応じた研修を行い、スキルアップや状況判断能力の向上に努めます。

そのほか、区政を円滑に運営し、質の高い区民サービスを行っていくためにはICT環境をさらに整備・強化することが必要です。

国は、電子自治体²⁶の取組みの一つとして自治体クラウド²⁷をはじめとしたクラウドコンピューティング²⁸の導入による情報システム関連費用の軽減を促しています。目黒区でも、リース契約または情報システムの更新のタイミングでその手法を取り入れるなどし、効率的かつ効果的な情報システムの調達、導入、運用を計画的に実施します。



25 RFI Request for informationの略。資料提供依頼のこと。（政府CIOポータル「標準ガイドライン群用語集」より）

26 電子自治体 コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民・住民の方々や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。（総務省ホームページ「電子自治体ってなに？」より）

27 自治体クラウド 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組み。（総務省「自治体クラウドポータルサイト」より）

28 クラウドコンピューティング どこからでも必要な時に必要な機能だけ利用できる新しいコンピュータネットワークの利用形態。（平成25年版「情報通信白書」より）

重点目標4－1**情報化に対応できる人材育成**

ICTの利用に長じた人材を全庁的に育成し、職員全体の技術力を向上させます。

取組方針4－1（1）**ICTを利用できる人材の育成**

各職場の状況やニーズに即したICT研修の充実を図ります。さらに、職員の経験や知識を、所属や職員間で共有・継承していくよう、ナレッジ²⁹共有基盤を強化・拡大します。

施策30 ナレッジマネジメントの推進

施策の内容	主な取組
職員の人材育成を促すために行ってい る研修実施報告やOJT ³⁰ 事例紹介な どの支援の成果をデータベース化しま す。区職員が自主的に閲覧できる環境整 備を行い、業務の効率化と職員のスキル アップにつなげます。	○区主催研修の研修実施報告を職員 に周知しました。

施策31 教職員対象ICT活用指導力向上研修

施策の内容	主な取組
教員のICTを利用した教材作成のス キルアップを図るため、研修を行います。 個々の教員の要望に沿った研修内容と し、教員が無理なく受講できる体制を整 備します。	○各学校でのOJTにより、教員のI CTを利用した教材活用指導力向 上を図りました。

施策32 教職員対象eラーニング研修

施策の内容	主な取組
教員向けeラーニング研修は、受講者 が自席で都合の良い時間帯で受講できる 利点があり効果的であるので、引き続き 実施します。 さらに、タブレットやスマートフォン 等のICT機器を利用して、いつでもどこ でも受講できる情報システムに改良し て、推進していきます。	○引き続き教職員研修のためのeラ ーニングを実施するとともに、デジ タル教材の研究・作成を行いました。 ○新たな教職員用eラーニング研修 システムについて、次年度からの導 入に向けて検討しました。

29 ナレッジ 地域や組織で共有できる、技術・知識。（総務省 戦略的情報通信研究開発推進事業地域ICT振興型研究開発資料より）

30 OJT 日常的な職務や業務等を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを意識的、計画的、継続的に高めていく人材育成の手段の一つ。（総務省 平成24年3月人材力活性化研究会「地域づくり人の育成に関する手引き」より）

重点目標4－2

効率的な情報基盤の整備

ICTを利用し事務の効率を高め、区民へ質の高いサービスを提供します。庁内情報基盤を整備し、時代に即した適切な技術を取り入れます。

取組方針4－2（1）

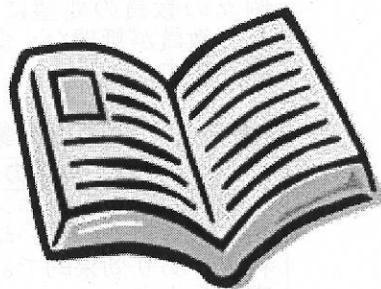
ICT基盤の整備

情報システム調達の客觀性・信頼性を確保するために、その手順や事務手続を標準化した統一的な「情報システム調達ガイドライン」を再構築します。

また、区の情報システム基盤をより安定した効率的なものにするため、リース契約や情報システムの更新の時期を考慮しながら、外部サービスや仮想化技術³¹を活用して整備します。

施策33 情報処理システム調達ガイドラインの充実

施策の内容	主な取組
情報システム調達に関する共通基準となるガイドラインを作成し、システムの構築・機器の調達・委託手順等について共同で取り組む体制を整え、ICTガバナンス ³² を強化します。	○平成30年度当初予算編成において、外部専門家の助言を受け、調達内容・見積りの精査を行いました。



31 仮想化技術 コンピュータやハードディスク、OSやアプリケーションなどを物理的構成に拘らず柔軟に分割したり統合したりすること。1台のものをあたかも複数台であるかのように利用できたり、逆に複数台のものをあたかも1台であるかのように利用できたりするもの。(総務省「安心してインターネットを使うために 国民のための情報セキュリティサイト」より)

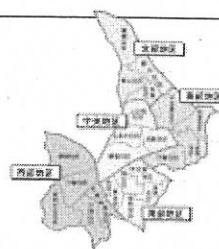
32 ICTガバナンス CISOを中心とする体制において、情報処理システムの整備又は管理のための全ての活動、成果及び関係者を適正に管理すること。(総務省 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインより)

施策34 業務への情報システムの導入・情報システムの再構築

施策の内容	主な取組
<p>事務の効率を高めるためシステムの導入・再構築を行います。導入・再構築にあたっては、業務の特性や費用対効果、運用方法、国や都からの要望等を検討します。</p> <p>(例) 財務書類作成支援システム、施設保全管理システム、非強制徴収債権管理回収システム、施設予約システム、公園施設管理データベース、環境管理データシステムなど。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各システムの機器更改の時期を目処に、システム可用性、セキュリティレベルの向上及び災害時における業務継続性確保のため、自治体クラウドの導入について検討を進めることとしました。 ○職員健康管理システムの再構築を行い、新システムを稼働しました。 ○人事給与システムについて、法定調書事務の効率化・行政系人事制度の改正のため、改修を行いました。 ○施設保全管理システムの機器類の更新を行いました。 ○施設予約システムの再構築の準備を行いました。 ○住居表示システムについて、システムのバージョンアップを行いました。 ○戸籍システムの更改を行いました。 ○犬の登録システムについて、Windows10 対応を行いました。 ○食品衛生管理システムの再構築を行いました。 ○NAS³³サーバシステムでの公園等施設データの蓄積・更新を行いました。 ○平成30年度の導入に向けて、家賃助成システムの開発を行いました。 ○図書館情報システムを再構築し、音声読み上げ、多言語対応等の機能を導入し、図書館ホームページのアクセシビリティの向上を図るとともに、図書館情報システムとインターネット接続の分離など、セキュリティの強化を図りました。

施策35 GIS（地理情報システム）の高度利活用

施策の内容	主な取組
<p>複数の業務でそれぞれGIS³⁴を保有していますが、事務の効率化、費用の削減、住民サービスの向上等を考え合わせ、関係部署で連携しながら高度利活用を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○進歩し続ける技術を注視しつつ、各業務における使用方法に適した利活用について引き続き情報収集に努めました。



33 NAS Network Attached Storage の略。ネットワークに直接繋いで利用するハードディスクのこと。(農林水産省「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」より)

34 GIS Geographic Information System の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。(国土交通省「国土地理院」ホームページより)

基本理念 5

I C T を活用した環境への配慮

環境負荷の少ない製品の調達や紙の使用量削減に引き続き取組むとともに、温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを推進します。将来的には、環境負荷の低減を考慮したスマートシティ³⁵の実現につながる機器の普及啓発を図ります。

重点目標 5－1

環境に配慮した I C T の推進

I C T の利用に長じた人材を全庁的に育成し、職員全体の技術力を向上させます。

取組方針 5－1（1）

資料の電子化

庁内各種資料の電子化を推進し、紙使用量を抑制します。

施策36 タブレット等を利用した会議資料のペーパーレス化

施策の内容	主な取組
会議で必要な資料を電子化し、タブレット等で閲覧することで、紙使用量の抑制を図ります。	○引き続きタブレット等の導入を検討する上で、タブレット自体や通信方式、資料閲覧等ソフトなどの経済性や利便性とともに、費用対効果やセキュリティなどの課題等について、詳細な精査を行っていきます。

³⁵ スマートシティ 例えば、各住宅の屋根に太陽電池を設置して発電し、生活に必要な電力を貯めたうえで余剰分は電気自動車に蓄電する。そのほか、各家電と電力メーターに I C T を組み込んで、家電を外からでもリモートコントロールできるようにする。こうしてまず『スマートハウス』が誕生し、スマートハウスが連携してお互いに電力を融通し合えば『スマートコミュニティ』ができる。やがてコミュニティで電力が余ってきたら、電力消費量の多い都市部に環境負荷の軽いグリーン電力を送れるようになる。このように双配電システムで電力系統のインテリジェント化を実現し、再生可能エネルギーを最大限に利用する社会のこと。（国土交通省 ホームページより）

取組方針5-1(2)

スマートシティの実現に向けて

環境負荷の少ないエネルギー利用の促進を図るために、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、HEMS³⁶(家庭用エネルギー管理システム)等の機器を設置する区民を支援します。

施策37 新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成

施策の内容	主な取組
<p>環境負荷の少ないエネルギー利用の促進を図るために、新エネルギー及び省エネルギー機器を設置し、又は設置しようとする区民に予算の範囲内でその費用の一部を助成します。</p> <p>助成対象機器：HEMS（家庭用エネルギー管理システム）、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム等</p>	<p>○環境負荷の少ないエネルギー利用の促進を図るために、新エネルギー及び省エネルギー機器を設置し、又は設置しようとする区民に予算の範囲内でその費用の一部を助成しました。</p>



36 HEMS（ヘムス） Home Energy Management System。IT やセンサーなどの技術を活用して、冷蔵庫や空調、照明などの電機製品とシステム連携することによって、電力消費量を「見える化」するとともに、一括してコントロール可能となるなど、効率的にエネルギーを管理・制御できるシステム。(平成26年版環境・循環型社会・生物多様性白書より)

企画総務委員会資料
平成31年1月9日
総務部契約課

契約報告（5件）について

- 1 交通安全施設整備工事（区内一円）
- 2 目黒区立東山児童館第二学童保育クラブ拡張工事（第二期）
- 3 目黒区民センター屋外プール北側プールサイド床シート張替等工事
- 4 道路維持工事（目黒本町二丁目）その2
- 5 災害対策用備蓄食糧の購入

資料 1

- 1 件 名 交通安全施設整備工事（区内一円）
- 2 契約金額 18, 822, 240円
- 3 履行場所 目黒区青葉台一丁目12番先から上目黒一丁目6番先まで
外32箇所
(別添案内図のとおり)
- 4 契約内容 道路標示及び区画線設置工事等（自転車ナビマーク、区画線設置及
び道路カラー舗装等）
- 5 契約の相手方
(1) 所在地等
東京都世田谷区千歳台三丁目2番13号 フォーシム千歳船橋102号室
大道産業 株式会社 東京支店
支店長 岡部 晴男
- (2) 会社経歴
ア 設立年月日 昭和47年6月28日
イ 資本金 20, 000, 000円
ウ 年間取引高 658, 264, 000円
エ 許可 国土交通大臣
オ 区実績 平成27年度
区画線維持工事（平成27年度単価契約）（南部区域）
4, 708, 914円
- 6 契約年月日 平成30年12月13日
- 7 工期 平成30年12月13日から平成31年3月15日まで
- 8 契約方法等
(1) 契約方法
条件付き一般競争入札による契約
- (2) 主な入札参加資格要件
ア 「道路標示塗装」の業種登録があること。
イ 登録業種の順位格付を有していること。

入札経過

予定価格 ￥22,406,760-
入札書比較価格 ￥20,747,000-

業種 道路標示塗装
落札率 84.0%

会社名		所在地	入札価格	落否
1	大道産業(株) 東京支店	世田谷区	17,428,000	落札
2	協和産業(株) 東京支店	目黒区 八雲一丁目	17,900,000	
3	梶原建設(株) 目黒支店	目黒区 中町二丁目	18,500,000	
4	ラインファルト工業(株) 東京支店	大田区	19,180,500	
5	(株)アルファー企業	杉並区	19,500,000	
6	(有)ソアー	練馬区	19,530,000	
7	日本ロードマーク(株) 東京支店	世田谷区	19,800,000	
8	(有)ヒット企画	葛飾区	20,000,000	
9	(株)扶桑 東京支店	杉並区	20,000,000	
10	(株)アトム 東京営業所	千代田区	20,200,000	
11	協和産業(株)	世田谷区	20,300,000	
12	双葉ライン(株)	葛飾区	無効	
13	ライン企画工業(株) 東京支店	新宿区	無効	

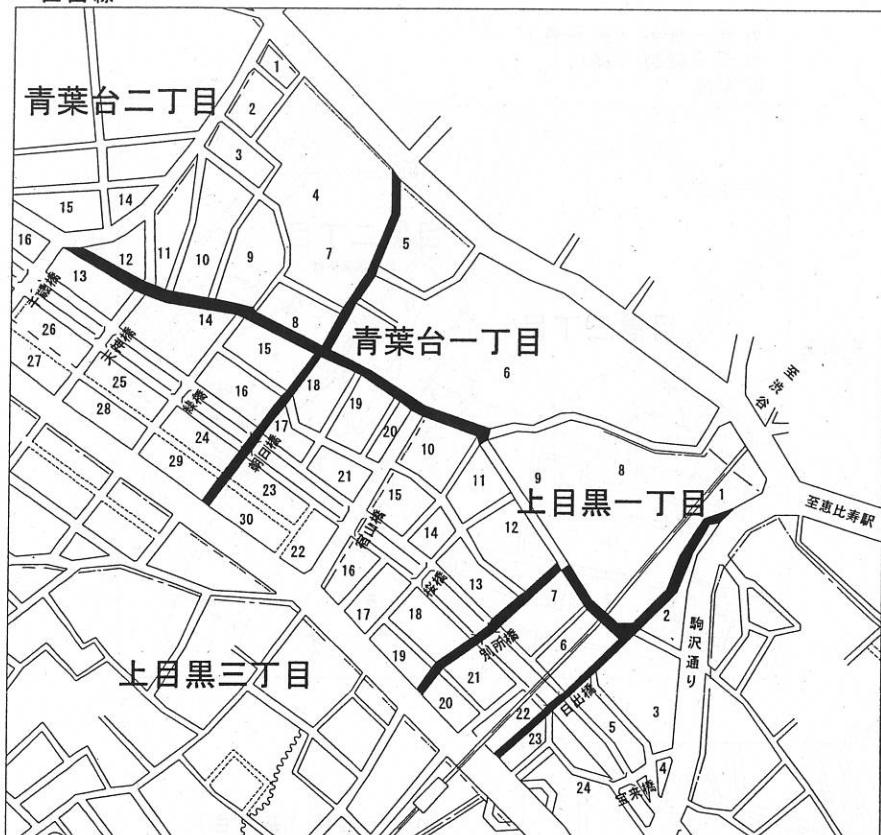
選定 13者

注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8／108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥1,394,240-

案 内 図

施工箇所

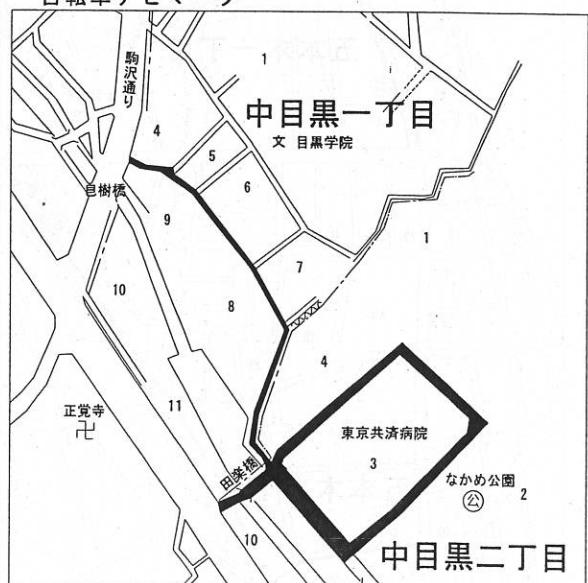
自転車ナビマーク
区画線



自転車ナビマーク
区画線



自転車ナビマーク
区画線



案 内 図

施工箇所

カラー舗装（茶系色）
カラー舗装（緑色）
区画線



カラー舗装（緑色）



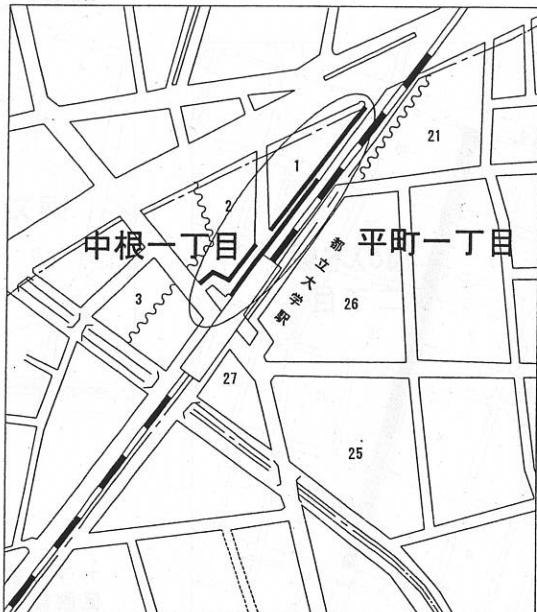
カラー舗装（茶系色）
カラー舗装（緑色）
区画線



案 内 図

施工箇所

カラー舗装（緑色）
区画線



自転車ナビマーク
区画線



案 内 図

施工箇所

自転車ナビマーク



カラー舗装（緑色）
区画線



カラー舗装（緑色）
区画線



資料 2

- 1 件 名 目黒区立東山児童館第二学童保育クラブ拡張工事（第二期）
- 2 契約金額 27, 194, 400円
- 3 履行場所 目黒区東山三丁目24番2号
- 4 契約内容 東山地区センター増築棟2階の住区住民会議室を学童保育クラブへ用途変更するための改修工事（間仕切り壁の変更、内装・建具改修及び台所・流し台・ロッカ一新設等）
- 5 契約の相手方
- (1) 所在地等
東京都目黒区祐天寺二丁目15番16号
郷建設 株式会社
代表取締役 豊中 邦嗣
- (2) 会社経歴
ア 設立年月日 昭和42年4月5日
イ 資本金 24, 000, 000円
ウ 年間取引高 106, 056, 000円
エ 許可 東京都知事
オ 区実績 平成28年度
目黒区立第八中学校校庭フェンス及び体育館トイレ改修工事
6, 264, 000円
- 6 契約年月日 平成30年12月14日
- 7 工期 平成30年12月14日から平成31年3月15日まで
- 8 契約方法等
- (1) 契約方法
条件付き一般競争入札による契約
- (2) 主な入札参加資格要件
ア 「建築工事」の業種登録があること。
イ 登録業種の共同格付がA等級からD等級であること。
ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

入札経過

予定価格 ￥29,642,760-
入札書比較価格 ￥27,447,000-

業種 建築工事
落札率 91.7%

会社名		ランク	所在地	入札価格	落否
1	郷建設(株)	C	目黒区 祐天寺二丁目	25,180,000	落札
2	(株)高橋工務店	B	目黒区 平町二丁目	27,420,000	
3	市橋建設(株)	D	目黒区 青葉台三丁目	最低制限 価格未満	
4	小川建設(株)	C	目黒区 洗足二丁目	辞退	
5	(株)中野工務店	D	目黒区 中町一丁目	辞退	
6	(株)ミヤタ建設	D	目黒区 大橋二丁目	辞退	
7	東工業(株)	A	目黒区 上目黒五丁目	不参加	

選定 7者

注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8／108を減額した金額である。

(2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥2,014,400-

資料 3

1 件 名 目黒区民センター屋外プール北側プールサイド床シート張替等工事

2 契約金額 22,528,800円

3 履行場所 目黒区目黒二丁目4番36号

4 契約内容 プールサイド床シートの張替工事等

5 契約の相手方

(1) 所在地等

東京都目黒区大橋二丁目22番2号

株式会社 ミヤタ建設

代表取締役 宮田 富子

(2) 会社経歴

ア 設立年月日 昭和46年7月27日

イ 資本金 16,000,000円

ウ 年間取引高 84,131,000円

エ 許可 東京都知事

オ 区実績 平成29年度

目黒区立第十中学校屋内運動場床改修工事

25,557,120円

6 契約年月日 平成30年12月21日

7 工期 平成30年12月21日から平成31年3月15日まで

8 契約方法等

(1) 契約方法

施工能力審査型総合評価方式（試行）に係る条件付き一般競争入札による契約

(2) 主な入札参加資格要件

ア 「建築工事」の業種登録があること。

イ 登録業種の共同格付がA等級からD等級であること。

ウ 目黒区内業者認定を受けていること。

エ 工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最も直近のものが60点未満でないこと。

入札経過

予定価格 ￥26,300,160-
入札書比較価格 ￥24,352,000-

業種 建築工事
落札率 85.7%

会社名		ランク	所在地	入札価格	価格点	施工能力評価点等	評価値	落否
1	株式会社ミヤタ建設	D	目黒区 大橋二丁目	20,860,000	12.90	14.50	27.40	落札
2	株式会社フォーザグッド	D	目黒区 目黒本町五丁目	21,000,000	12.38	12.00	24.38	
3	株式会社高橋工務店	B	目黒区 平町二丁目	24,350,000	0.00	15.00	15.00	

選定 3者

- 注 (1) 上記の金額は、見積りから当該金額の8／108を減額した金額である。
 (2) 上記落札者の入札価格に加算する金額 ￥1,668,800-
 (3) 施工能力評価点等とは、施工能力評価点と地域貢献評価点である。
 (4) 価格点は、入札価格を一定の計算式により点数化したもの。施工能力評価点は、過去の工事成績、配置予定技術者の資格・実績を点数化したもの。
 地域貢献評価点は、区と防災協定を締結又は防災協定の締結がある団体の構成員である場合を点数化したもの。

資料 4

- 1 件 名 道路維持工事（目黒本町二丁目）その2
- 2 契約金額 22, 572, 000円
- 3 履行場所 目黒区目黒本町二丁目16番先から19番先まで
(別添案内図のとおり)
- 4 契約内容 道路舗装工事（アスコン舗装、パイプ柵設置及び排水施設改修等）
(施工中心延長 168.0m)
- 5 契約の相手方
- (1) 所在地等
- 東京都目黒区南三丁目1番6号
双葉建設 株式会社
代表取締役 荒木 唯志
- (2) 会社経歴
- ア 設立年月日 昭和35年6月1日
イ 資本金 22, 000, 000円
ウ 年間取引高 353, 976, 000円
エ 許可 東京都知事
オ 区実績 平成29年度
道路維持工事及び道路改良工事（碑文谷三丁目）
36, 438, 120円
- 6 契約年月日 平成30年12月26日
- 7 工期 平成30年12月26日から平成31年3月20日まで
- 8 契約方法等 隨意契約による契約

案 内 図

N

文 鷹 番 小

目 黒 通 り

28

17

18

16

15

14

7

8

9

10

13

目 黒 本 町 二 丁 目

12

清 水 池 公 園

27

26

21

20

22

25

23

24

文 七 中

凡 例

施工箇所

資料 5

- 1 件 名 災害対策用備蓄食糧の購入
- 2 契約金額 36,704,210円
- 3 履行場所 備蓄倉庫、地域避難所、補完避難所及び目黒区総合庁舎
- 4 契約内容 備蓄食糧の購入（アルファ化米35,700食、ビスケット74,880食、クラッカー17,920食、飲料水（500ml）174,120本）
- 5 契約の相手方
(1) 所在地等
東京都中央区月島二丁目20番15号
船山 株式会社 東京本店
取締役本店長 工藤 剛士
- (2) 会社経歴
ア 設立年月日 昭和31年4月6日
イ 資 本 金 60,500,000円
ウ 年間取引高 6,577,686,000円
エ 区 実 績 平成26年度
福祉避難所に配備する災害時用資機材の購入（トイレ用簡易収納袋・寝袋型寝具）
7,759,454円
- 6 契約年月日 平成30年12月4日
- 7 納 期 平成30年12月4日から平成31年1月31日まで
- 8 契約方法等 隨意契約による契約

「災害時における学校施設の使用に関する協定」の締結について

1 背景

本区は、平成 22 年 3 月 8 日に学校法人自由ヶ丘学園（以下「学園」という。）と災害時の「補完避難所」として施設を使用する協定を締結している。

この間、地域の町会、商店会等では、平成 23 年 4 月から毎年、防災訓練を実施し、学園と地域の連携を図るとともに、重要な防災拠点として地域に浸透して来ている。

自由が丘住区エリアでは、地域避難所として緑ヶ丘小学校と宮前小学校が指定されているが、住区エリア内を東急東横線、目黒通りが横断しており、災害発生時には、この鉄道や道路により避難経路が分断され、避難者の円滑かつ安全な避難に支障をきたす恐れがあると、町会などから意見があった。

このようなことから、平成 30 年 2 月 20 日、住区住民会議、町会、避難所運営協議会及び区が、学園へ地域避難所としての使用について要望し、協議を進めた結果、学園の合意が得られたことから、この度、地域避難所として使用することの協定を締結することになった。

2 協定の相手方

学校法人 自由ヶ丘学園

3 協定の名称

災害時における学校施設の使用に関する協定

4 協定対象施設

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 名 称 | 学校法人 自由ヶ丘学園 自由ヶ丘学園高等学校 |
| (2) 所在地 | 東京都目黒区自由が丘二丁目 21 番 1 号 ※裏面案内図参照 |
| (3) 主な使用施設 | 体育館、武道場等（約 1, 251.54 m ² ） |
| (4) 収容人数 | 約 700 人（図面上） |

5 協定締結日（予定）

平成 31 年 1 月 30 日

6 開設期間

災害発生の日から 7 日以内。ただし、協議の上、使用期間は延長することができる。

7 避難所の管理運営及び費用負担

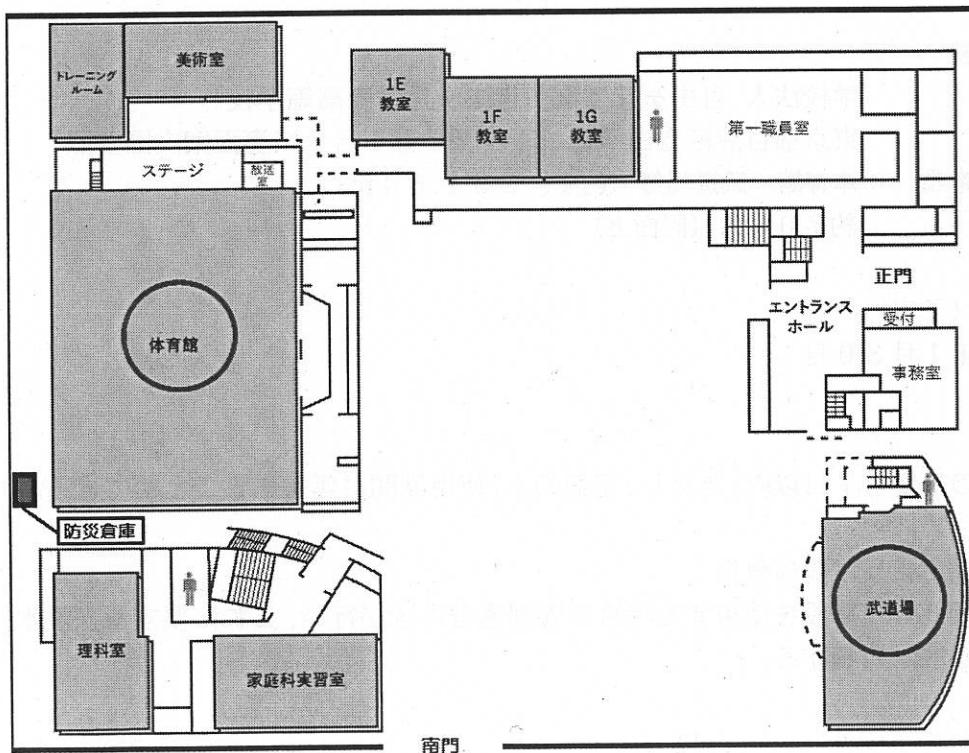
地域避難所として施設を使用する場合の管理運営は区が行い、これに要する光熱水費等の費用は区が負担する。

以 上

1 案内図



2 施設配置図



平成31年4月21日執行
目黒区議会議員選挙
執行計画(概要)

1 選挙の名称

目黒区議会議員選挙

2 選挙期日等

- (1) 告示日 平成31年4月14日(日)
- (2) 投票日 平成31年4月21日(日)
- (3) 開票日 平成31年4月21日(日)

3 選挙すべき議員の数

目黒区選挙区 36名

4 立候補届出受付等

(1) 立候補届出

- ア 受付日 平成31年4月14日(日)
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- ウ 受付場所 目黒区総合庁舎 本館2階 大会議室
(ただし、午前10時からは、目黒区総合庁舎別館9階選挙管理委員会事務局で受付)

(2) 立候補予定者説明会

- ア 開催日 平成31年2月16日(土)
- イ 開催時間 午後2時開始
- ウ 開催場所 目黒区総合庁舎 本館2階 大会議室

5 選挙人名簿への登録

- (1) 登録基準日・登録日 平成31年4月13日(土)
- (2) 住所要件 平成31年1月13日までに目黒区に転入届出をした者で、平成31年4月13日(土)まで引き続き目黒区に住所を有する者
- (3) 年齢要件 平成13年4月22日までに生まれた者

6 投票所

- (1) 場所 区内38投票所(資料のとおり)
- (2) 時間 午前7時から午後8時まで

7 期日前投票

(1) 場 所

名 称		所 在 地
目黒区総合庁舎	本館 1 階 E会議室	上目黒 2-19-15
中目黒 G T プラザホール	地下 1 階 中目黒 G T プラザホール	上目黒 2-1-3
北部地区サービス事務所	クロスエアタワー 9 階 第 1 会議室	大橋 1-5-1
田道ふれあい館	3 階 第 2 会議室	目黒 1-25-26
防災センター	1 階 ガイダンスルーム	中央町 1-9-7
碑文谷センター	1 階 第 1 会議室	碑文谷 2-16-6
八雲住区センター	2 階 第 2 会議室	八雲 1-10-5

(2) 期 間

平成 31 年 4 月 15 日 (月) ~ 同年 4 月 20 日 (土)

(3) 時 間

午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

8 投票所入場整理券

入場整理券は、選挙人ごとに作成し、世帯ごとにまとめて郵送する。

9 開票の概要

(1) 日 時 平成 31 年 4 月 21 日 (日) 午後 8 時 40 分から開始

(2) 場 所 目黒区立碑文谷体育館 (目黒区碑文谷六丁目 12 番 43 号)

10 投票用紙

用紙の色 オレンジ色

11 当選証書の付与

(1) 日 時 平成 31 年 4 月 22 日 (月) 午後 1 時 30 分

(2) 場 所 目黒区総合庁舎 本館 2 階 大会議室

12 ポスター掲示場

全投票区を 4 区分し、区分した区域ごとに配列が異なるように定まる。

(1) 設 置 数 298 箇所

(2) 掲示区画数 56 面 (14 列 4 段)

13 選挙公報

(1) 配布日時 平成 31 年 4 月 15 日 (月) から同年 4 月 18 日 (木)

(2) 配布方法 業者委託による各戸配布

(3) 補完措置 施設等へ選挙公報スタンドを備え置く。

以 上

資料

1 投票所一覧

投票区	投票所設置場所	投票所	所在地
1	駒場小学校	図書室	駒場 3-11-13
2	第一中学校	多目的室	大橋 2-11-1
3	菅刈小学校	多目的室	青葉台 3-3-26
4	東山児童館	プレイルーム	東山 3-24-2
5	東山中学校	西出入口	東山 1-24-31
6	鳥森住区センター	ミーティングコーナー	上目黒 3-44-2
7	目黒学院高等学校	生徒ホール	中目黒 1-1-50
8	目黒区総合庁舎	休憩コーナー	上目黒 2-19-15
9	田道住区センター三田分室	第1レクリエーションホール	三田 2-10-33
10	田道住区センター	ミーティングコーナー	目黒 1-25-26
11	下目黒住区センター	ミーティングコーナー	下目黒 2-20-19
12	大鳥中学校	多目的室	下目黒 3-23-18
13	不動小学校	プレイルーム	下目黒 6-11-35
14	油面住区センター	ミーティングコーナー	中町 1-6-23
15	目黒中央中学校	会議室	中町 2-37-38
16	上目黒住区センター	ミーティングコーナー	祐天寺 2-6-6
17	上目黒小学校	多目的室	五本木 1-12-13
18	五本木小学校	ランチルーム	五本木 2-24-3
19	スマイルプラザ中央町	ロビートー	中央町 2-32-5
20	鷹番小学校	会議室	中央町 1-20-26
21	鷹番住区センター	談話コーナー	鷹番 3-17-20
22	第七中学校	第一特活室	碑文谷 1-1-33
23	月光原小学校	家庭科室	目黒本町 4-15-3
24	向原住区センター	ミーティングコーナー	目黒本町 5-22-11
25	第九中学校	昇降口	洗足 1-29-26
26	向原小学校	多目的室	目黒本町 6-7-15
27	碑小学校	体育館	碑文谷 1-18-2
28	原町小学校	オープンスペース	原町 2-18-12
29	大岡山東住区センター	談話コーナー	碑文谷 3-15-5
30	大岡山小学校	家庭科室	平町 2-3-1
31	第十一中学校	昇降口	緑が丘 1-8-1
32	みどりがおかこども園	遊戯室	緑が丘 2-7-20
33	自由ヶ丘学園高等学校	学生ホール	自由が丘 2-21-1
34	中根住区センター	第1会議室	大岡山 1-37-2
35	八雲小学校	家庭科室	八雲 2-5-1
36	宮前小学校	昇降口	八雲 3-13-21
37	第十中学校	体育館	八雲 5-2-1
38	東根住区センター	第2会議室	東が丘 1-7-14



平成30年12月20日
建設局
下水道局

城南地区を流れる渋谷川・古川及び目黒川流域などの 浸水予想区域図を改定しました。

平成27年5月の水防法改正を踏まえ、城南地区河川流域（渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川、呑川）について、対象降雨を「東海豪雨（時間最大雨量114mm）」から「想定し得る最大規模の降雨（時間最大雨量153mm）」に変更して浸水予想区域図を改定しましたので、お知らせします。

◇公表資料

- ・城南地区河川流域 浸水予想区域図（改定）

1. 浸水予想区域図とは

都では、平成13年より都独自の取組として河川管理者と下水道管理者、区市町村が連携して、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域を表示した浸水予想区域図を、都管理河川全流域において作成し公表しています。本改定では河川と下水道を一体で解析し、河川と下水道の浸水をあわせて表示をしています。

なお、浸水予想区域図は、区市町村が作成するハザードマップの作成等に活用されています。

2. 公表資料の閲覧方法

下記の閲覧場所及び東京都建設局・下水道局のホームページでご覧になれます。

◇閲覧場所

東京都建設局河川部計画課（東京都庁第二本庁舎6階）、港区防災危機管理室防災課、新宿区危機管理担当部危機管理課、品川区防災まちづくり部防災課、目黒区都市整備部土木工事課、大田区総務部防災危機管理課、世田谷区危機管理室災害対策課、渋谷区土木部管理課、杉並区危機管理室防災課、三鷹市総務部防災課、第一建設事務所、第二建設事務所、第三建設事務所、北多摩南部建設事務所

◇東京都建設局ホームページ

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu02.html

◇東京都下水道局ホームページ

<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/living/life/inundation/index.html>

（問い合わせ先）

建設局 河川部 防災課長 西園寺

（直通）03-5320-5430 （内線）41-550

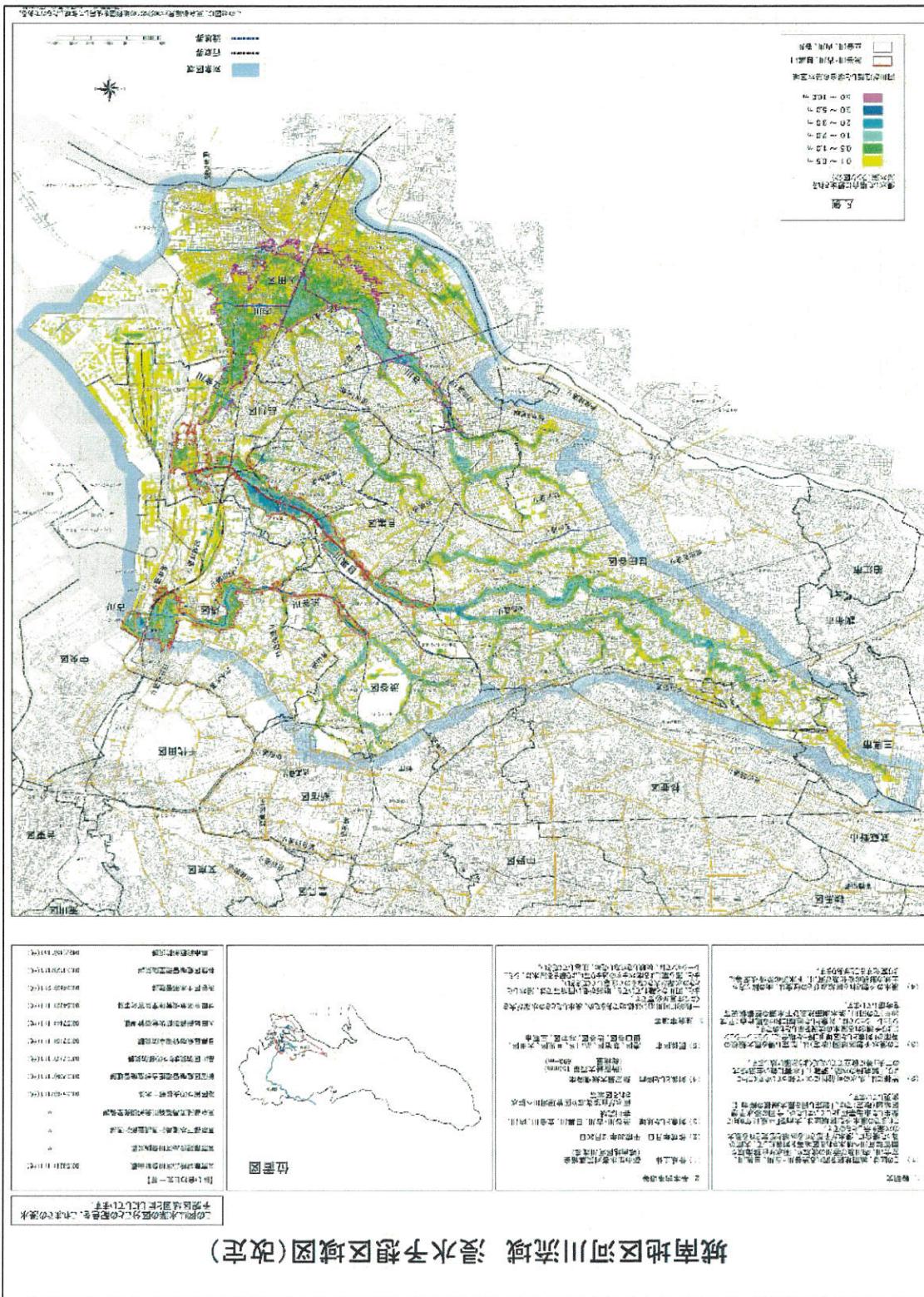
下水道局 計画調整部 緊急重点雨水対策事業担当課長 奥田

（直通）03-5320-6690 （内線）51-720

「北へ」以下の 政策の柱3 暴雨・土砂災害対策」

本件は、「2020年河川防災実行方針」に係る事項です。

「2020年河川防災実行方針」事項

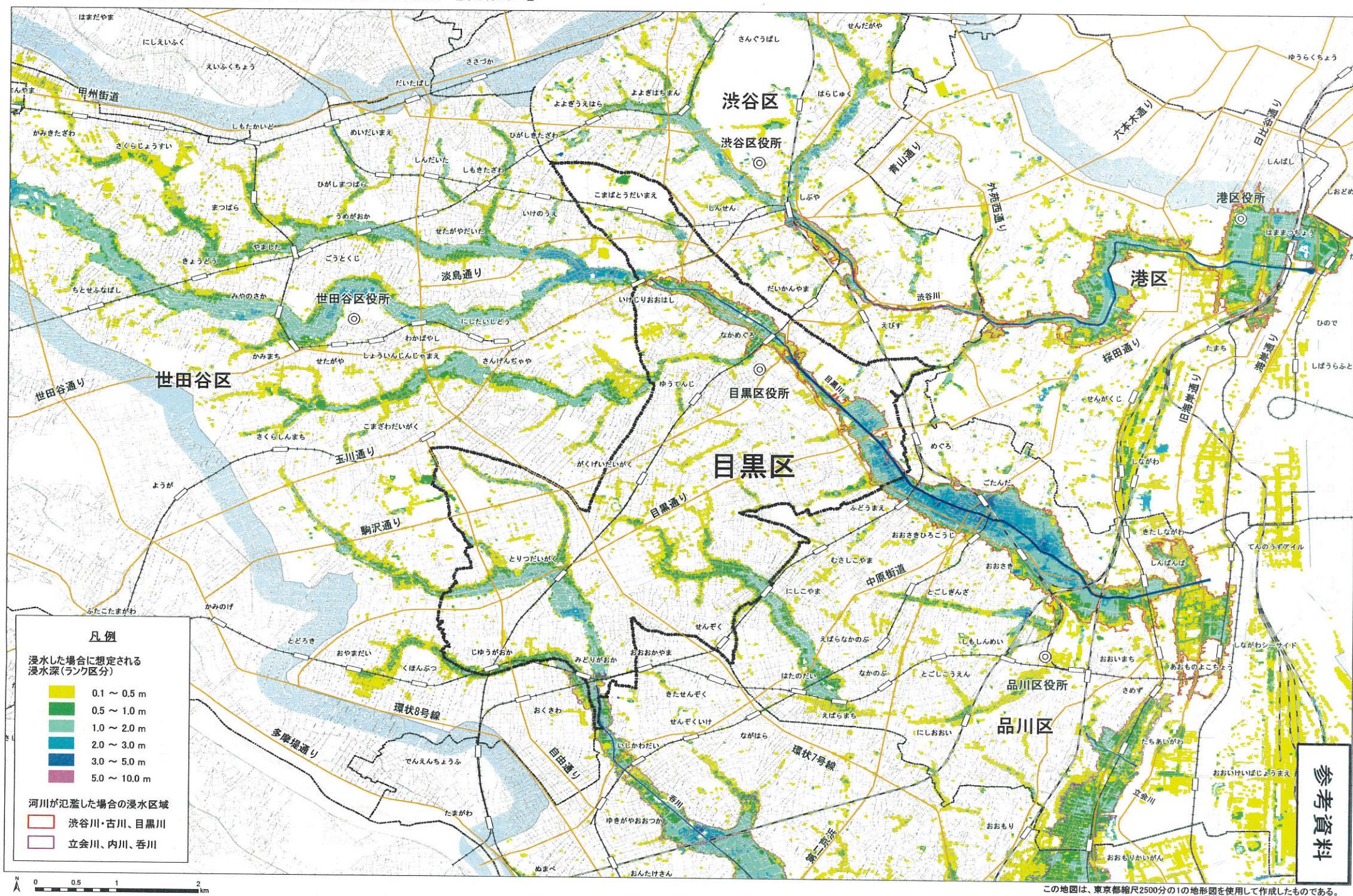


※「想定される最大規模の降雨」(以下、1年間にこの規模を超える降雨が発生する確率が概ね10%未満の降雨を指す)を基準としたものとします。

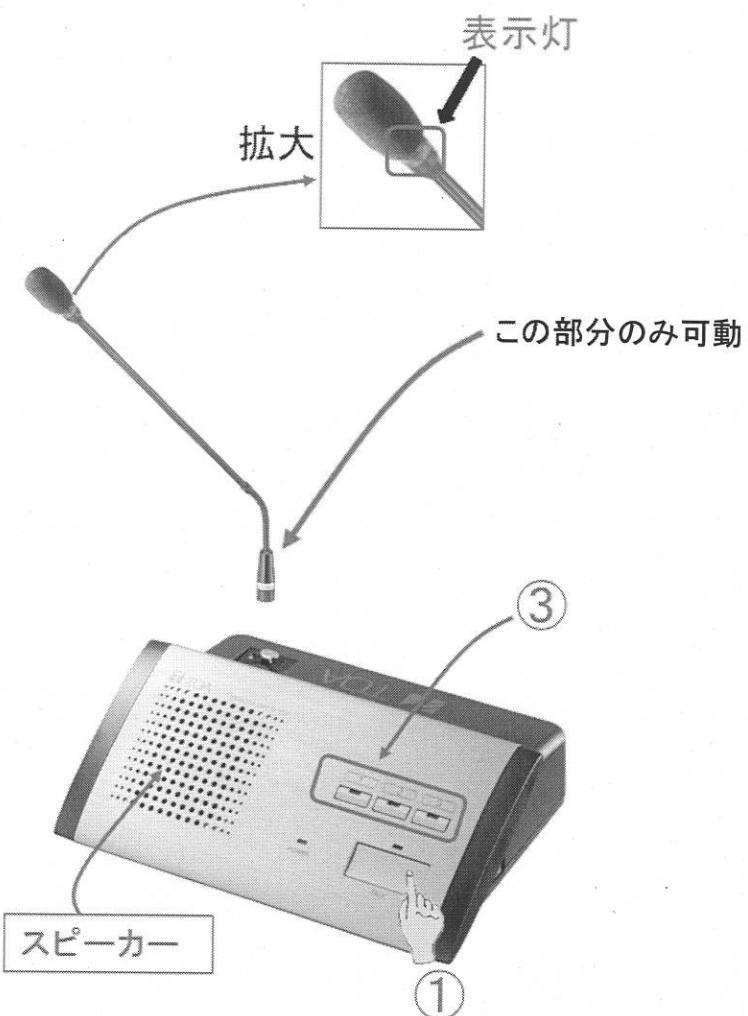
※左側、水防法に基づき、洪水予報河川及び河川周辺における指定期間(1ヶ月)、災害(1ヶ月)及び
1/1000以下の降雨を防ぐます。

※右側、河川(川名)、改定前比較(△)、改定後比較(○)による暴水面積(△)と暴水量(○)を表す。また、河川中下水流の流量超過能力を基準としたものとします。

城南地区河川流域 洪水浸水予想区域図(改定)【目黒区】



委員・理事者用マイク操作方法



発言を開始する場合 ①を押す → 表示灯が赤く点灯 → マイクON → 発言開始

発言を終了した場合 発言終了 → 再度①を押す → 表示灯が消灯 → マイクOFF

【注】

※ ③は投票ボタンです。今回のシステムでは使用しません。

※ マイクONの状態のときは、スピーカーから音が出ません。

OFFの状態のときに、他の発言者の音声がスピーカーから出ます。

※ マイクの拡大図部分は曲がりません。